

帯広市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法に基づき、一定の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルターという。）として、市長が指定できることとなったことから、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、北海道内に熱中症特別警戒情報、または十勝管内に熱中症警戒情報が発表された際に、市民等が暑さをしのぐことのできるクーリングシェルターとして利用可能な休憩スペース等（以下、「利用可能場所」という。）を有する民間施設を募集し、帯広市が市ホームページ等で周知するために必要な事項を定めるものとする。

2 必要な基準

次の事項を運用できること。

- （１）定期的にメンテナンスされており、適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- （２）周知する利用可能期間及び利用可能日時に利用可能場所を無料で利用できること。
- （３）利用可能場所は、受入可能人数に応じた適切な空間と、休憩用の椅子等があること（既設のもので可）。
- （４）利用可能場所や飲料水の購入場所について利用者から問い合わせがあった場合には案内すること。
- （５）利用可能場所において利用者が持参した飲料水の利用を許可すること。
- （６）クーリングシェルターの指定を受けようとする場合は、本市と協定を締結することができること。

3 運用期間

毎年７月１日から９月３０日のうち、通常の営業日及び営業時間。

4 応募資格

帯広市内に所在する民間施設で、次の条件を満たすこと。

- （１）「２ 必要な基準」の全てを満たすこと。

5 応募期間

毎年５月１日から６月３０日までとする。

なお、上記応募期間以外も応募は随時受け付ける。

6 応募方法

以下の方法による。

- （１）「帯広市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙」に必要事項を記載の上、７の応募先まで持参、郵送、FAX 又は E メールで応募する。

7 応募先

帯広市都市環境部環境室環境課環境保全係

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所6F

FAX：0155-23-0159（電話：0155-65-4135）

E-mail：environment@city.obihiro.hokkaido.jp

8 協定の有効期間

「2 必要な基準（6）」の協定で定めた有効期間満了の1か月前までに、市または指定施設管理者のいずれからでも、協定の更新をしない旨の申入れが行われなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

9 その他

（1）応募いただいた民間施設については、市ホームページ等で公表する。

（2）暴力、売春などの行為を肯定するなど公序良俗に反するおそれがある等、市が不適当と認める場合は、市が周知する民間施設とならない場合がある。また、応募のあった施設に対し、「2 必要な基準」を満たしているかを確認する場合がある。

帯広市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙

帯広市都市環境部環境室環境課環境保全係 宛

〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所6F

FAX: 0155-23-0159（電話: 0155-65-4135）

E-mail: environment@city.obihiko.hokkaido.jp

公開情報			
施設等名称			
所在地	〒		
	住所		
利用可能期間・日時	期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	曜日		
	時間		
受入可能人数	人		
利用可能場所 ※利用時の注意事項 などを含む			
問い合わせ先	電話		
	HP		
	メール		
上記内容を市ホームページ等において公開することに同意します。 ☐			

※体裁等の関係上、提出いただいた内容を一部修正する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

非公開情報			
担当者	氏名		
	所属		
	連絡先	電話	
		メール	